

あなたの

身近に迫る 「戦争の準備」

「特定利用空港・港湾」って何？

内閣官房・国家安全保障局の文書（令和7年4月1日更新「総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）」）には、「安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行なうため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で『円滑な利用に関する枠組み』を設ける。これらを、『特定利用空港・港湾』とする」と書いてあります。つまり「自衛隊・海上保安庁が、平素

から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう」にする「枠組み」が「特定利用空港・港湾」指定ということです。

総合的な防衛体制の強化に資する取組について
（公共インフラ整備）

【令和7年4月1日更新】

下記ページでPDFが
公開されています



「特定利用空港・港湾」に 指定されるとどうなる？

この文書では、自衛隊や海上保安庁が空港・港湾を利用できるようにするために①空港・港湾を整備する②平素から訓練を行なう、ことを明示しています。その内容は、大規模災害対応のための訓練にとどまらず、戦闘機の離着陸訓練、空中給油訓練、そして武器・弾薬等の物資輸送まで入っています。

「特定利用」指定は有事に 向けた平時からの準備



上記文書のQ&Aでは、「特定利用空港・港湾」の指定はあくまでも平時のことであって、有事の場合は「特定公共施設利用法（裏面※1）」等に基づいて行われると説明しています。しかし、同文書には「参考」として右記のような記述があります。

【参考：国家安全保障戦略（2022年12月閣議決定）の記述】

総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

「特定利用空港・港湾」の指定は、平時と有事の連動を促進するものにほかなりません。

日本も加入しているジュネーヴ諸条約第1追加議定書の第52条では「民用物は、攻撃又は復讐の対象としてはならない」と定めています。「特定利用」に指定され軍事利用されれば、攻撃目標となる危険が増大することになります。

日本共産党

県議団ニュース

2025年8月 号外

発行：日本共産党宮城県県議会議員団
（控 室）TEL 022(211)3523
FAX 022(268)6093
E-mail: info@jcpmk.jp
web: www.jcpmk.jp/

県議団ホームページより
ご意見ご要望など
お寄せください。

